

大分県報

令和三年
号外（二八）
三月三十一日

（水曜日）

目次

| | |
|--|----|
| 公安委員会規則 | 一 |
| 大分県警察国有物品管理規則等の一部改正 | 一 |
| 大分県道路交通法施行細則の一部改正 | 三 |
| 放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部改正 | 三 |
| 公安委員会規程 | 六 |
| 大分県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部改正 | 六 |
| 警察本部告示 | 六 |
| 大分県警察本部長が保有する個人情報等の保護等に関する規程の一部改正 | 六 |
| 警察本部訓令 | 九 |
| 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程等の一部改正 | 九 |
| 駐在所報償金支給規程等の一部改正 | 九 |
| 警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正 | 一〇 |
| 大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令の一部改正 | 一一 |
| 警察官の昇任試験等に関する規程等の一部改正 | 一一 |
| 警察職員提案規程の廃止 | 一二 |
| 大分県警察文書管理規程の一部改正 | 一二 |
| 職員の有見休業等に関する条例施行規程の一部改正 | 一三 |
| 大分県警察人材活用支援センターの設置及び運用に関する規程の一部改正 | 一五 |
| 大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正 | 一五 |
| 正誤 | 一六 |
| 平成十八年三月三十一日付け大分県報号外（三〇）に記載の大分県警察本部告示第十九号（口頭により開示請求することができる個人情報等を定める告示）中の訂正 | 一六 |
| 平成二十八年四月一日付け大分県報号外（六九）に記載の大分県警察本部訓令第十二号（事務職員等の昇任選考審査等に関する規程の制定）中の訂正 | 一六 |

○公安委員会規則

大分県警察国有物品管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

大分県公安委員会規則第五号 大分県公安委員会委員長 板井良助

大分県警察国有物品管理規則等の一部を改正する規則 (大分県警察国有物品管理規則の一部改正)

第1条 大分県警察国有物品管理規則（昭和39年大分県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「に、」を「により、」に、「にそれぞれ押印する」を「によりそれぞれ確認する」に改める。

第20条中「、後任の物品管理職員とともに記名して押印し」及び「し、これに記名して押印」を削る。

第1号様式から第4号様式までの規定中「印」を「（記載者名）」に改める。
第5号様式中

| 使用職員(主任者)氏名 | 印 | 引継年月日 | 使用職員(主任者)氏名 | 印 | 引継年月日 |
|-------------|---|-------|-------------|---|-------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

を

| 使用職員(主任者)氏名 | 引継年月日 | 使用職員(主任者)氏名 | 引継年月日 |
|-------------|-------|-------------|-------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

に、

| 年月日 | 使用職員印 | 年月日 |
|-----|-------|-----|
| | | |

規則（平成8年大分県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
第1号様式、第2号様式及び第3号様式中「印」を削る。

（大分県暴力団排除条例施行規則の一部改正）

第8条 大分県暴力団排除条例施行規則（平成23年大分県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2号様式、第3号様式、第7号様式、第8号様式、第10号様式及び第11号様式中「㊟」を削る。

（確認事務の委託の手續等に関する細則の一部改正）

第9条 確認事務の委託の手續等に関する細則（平成18年大分県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式及び第7号様式中「㊟」を削る。

第8号様式中「検印」を「検査者」に改める。

第9号様式及び第10号様式中「㊟」を削る。

第11号様式中「検印」を「検査者」に改める。

第12号様式から第15号様式までの規定中「㊟」を削る。

（道路交通法の規定に基づき意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する細則の一部改正）

第10条 道路交通法の規定に基づき意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する細則（平成19年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第4号様式までの規定、第6号様式及び第7号様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

~~~~~

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

大分県公安委員会規則第6号

#### 大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第20条中「及び第6号から第8号まで」を「第5号及び第7号から第9号まで」に改

め、同条第3号中「道路において」の次に「、祭礼行事、記念行事、式典」を加え、「その他集団行進」を「集団行進」に、「をすること」を「その他これらに類する催物をするこ  
と」に改め、同条中第9号を第10号とし、同条第8号中「ひんぱん」を「頻繁」に改め、同  
号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下  
げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 道路において、拡声器、ラジオ、テレビジョン、映写機等を備え付けた車両等によ  
り、放送又は映写をすること。

別表第2の県道鶴崎港線の項の次に次のように加える。

|         |                                                 |
|---------|-------------------------------------------------|
| 県道大分空港線 | 国東市武蔵町糸原字大海田3656番1地先から国東市武蔵町<br>糸原字藤ヶ迫3550番地先まで |
|---------|-------------------------------------------------|

別表第2の臼杵市道江無田黒丸線の項の次に次のように加える。

|                   |                                         |
|-------------------|-----------------------------------------|
| 津久見市道北高洲<br>区画線1号 | 津久見市高洲町3824番6地先から津久見市高洲町3824番22<br>地先まで |
|-------------------|-----------------------------------------|

別表第2の佐伯市道臼坪女島線の項中「佐伯市中村東町1552番1地先」を「佐伯市字岡28  
58番1」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

~~~~~

放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則をこ
ここに公布する。

令和3年3月31日

大分県公安委員会委員長 板 井 良 助

大分県公安委員会規則第7号

放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

規則

放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成18年大分県公安委員会
規則第16号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県報号外（公安委員会）

第2号様式（裏）中「第51条の4第10項」を「第51条の4第11項」に改める。

第4号様式（表）中「（表）」及び「、裏面の仮納付金返還請求書記載要領に従って」を削り、同様式を第4号様式とする。

第4号様式（裏）を削る。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第4条関係）

仮納付金返還請求書

支出命令者

大分県警察会計担当者 殿

千 一 年 月 日

住所

電話

氏名

仮納付金返還金

払いをされたく請求します。

円について、下記の私名義の口座に振込みの取

記

1 振込先金融機関店舗名

2 振込口座名（カタカナ）

（普通・当座）口座番号

照 会 先

大分県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
電話 097-532-6200

備考 1 振込先金融機関は、請求者ご本人の口座に限ります。

2 口座振込以外の受領方法をご希望の方は、上記照会先へご連絡ください。

第12号様式中「㊦」を削る。

第21号様式中「㊦」を削り、「あて」を「宛て」に改める。

第22号様式(表)中「(表)」及び「裏面の放置違反金還付請求書記載要領に従って」を削り、同様式を第22号様式とする。

第22号様式(裏)を削る。

第23号様式を次のように改める。

第23号様式 (第9条関係)

放置違反金還付請求書

支出命令者
大分県知事 殿

千 一 年 月 日

住所 _____
電話 _____
氏名 _____

放置違反金還付金
取扱いをされたく請求します。

円について、下記私の私名義の口座に振込みの
記

- 1 振込先金融機関店舗名 _____
- 2 振込口座名 (カタカナ) _____
(普通・当座) 口座番号 _____

| |
|---------------------------------------|
| 照 会 先 |
| 大分県警察本部交通部指導課駐車対策係 電話 097-532-6200 |

備考 1 振込先金融機関は、請求者ご本人の口座に限ります。
2 口座振込以外の受領方法をご希望の方は、上記照会先へご連絡ください。

附 則
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○公安委員会規程

大分県公安委員会規程第1号

大分県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程（平成26年大分県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

大分県公安委員会委員長 板 井 良 助

第10条第1項中「記名押印」を「記名」に改める。
第2号様式中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

○鑑察本部告示

大分県警察本部告示第17号

大分県警察本部長が保有する個人情報保護等に関する規程（平成18年大分県警察本部告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

第4条第2号ニ中「及び法人である成年後見人にあつては、法人印鑑証明書」を削り、同条第3号ハを削る。

第2号様式中「名称、」を「名称及び」に改め、「及び代表者の印」を削る。

第2号様式の2中「名称、」を「名称及び」に改め、「及び代表者の印」及び「□法人

である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を削る。

第12号様式中「名称、」を「名称及び」に改め、「及び代表者印」を削る。

第12号様式の2中「名称、」を「名称及び」に改め、「及び代表者の印」及び「□法人

である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を削る。

第18号様式中「名称、」を「名称及び」に改め、「及び代表者印」を削る。

第18号様式の2中「名称、」を「名称及び」に改め、「及び代表者の印」及び「□法人

である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

○鑑察本部訓令

大分県警察本部訓令第9号

警察本部
警察学校
警察署

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部改正)

第1条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程（昭和30年大分県警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「介護請求書」を「介護給付請求書」に改める。

第17条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第1号様式中「㊦」を削る。

第3号様式中「㊦」及び(注)2を削り、(注)3を(注)2とし、(注)4を(注)3とし、(注)5を(注)4とし、(注)6を(注)5とする。

第4号様式中「㊦」及び(注)2を削り、(注)3を(注)2とし、(注)4を(注)3とし、(注)5を(注)4とする。

第4号様式の2中「㊦」及び(注)2を削り、(注)3を(注)2とし、(注)4を(注)3とする。

(注)3とする。

第5号様式、第6号様式及び第7号様式中「㊦」及び(注)2を削り、(注)1を(注)とする。

第8号様式中「㊦」及び(注)2を削り、(注)3を(注)2とし、(注)4を(注)3とし、(注)5を(注)4とする。

第9号様式の2中「㊦」及び(注)2を削り、(注)3を(注)2とし、(注)4を(注)3とする。

第10号様式中「㊦」及び(注)2を削り、(注)3を(注)2とし、(注)4を(注)3とし、(注)5を(注)4とする。

第11号様式中「㊦」及び(注)2を削り、(注)3を(注)2とする。

第11号様式の3及び第11号様式の4中「㊦」及び(注)3を削る。

第13号様式中「㊦」及び(注)2を削り、(注)3を(注)2とする。

第14号様式の2及び第15号様式中「㊦」及び(注)2を削り、(注)3を(注)2とし、(注)4を(注)3とする。

第19号様式中「㊦」及び注2を削り、注3を注2とする。

第19号様式の2中「㊦」及び注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とする。

第19号様式の3中「㊦」及び注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とする。

第20号様式中「第12条」を「第12条の2」に改める。

第21号様式中「㊦」及び(注)2を削り、(注)3を(注)2とし、(注)4を(注)3とする。

第22号様式中「㊦」及び(注)2を削り、(注)1を(注)とする。

第23号様式中「㊦」を削り、同様式中の(注)1中「氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができる」を「※印の欄には記入しないこと」に改める。

第24号様式中「㊦」及び(注)1を削り、(注)2を(注)1とし、(注)3を(注)2とする。

(大分県警察における処務に関する訓令の一部改正)

第2条 大分県警察における処務に関する訓令(昭和46年大分県警察本部訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「㊦」を削る。

| | |
|---|----|
| 印 | 備考 |
| | |

| |
|----|
| 備考 |
| |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

第3号様式中
を
に改める。

第5号様式及び第7号様式中「㊦」を削る。

第9号様式及び第11号様式中「印」を削る。

(職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当支給規程(昭和54年大分県警察本部訓令第16号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中
「作業確認者印」を「作業確認者」に改める。

(大分県警察における巡査長の選考に関する訓令の一部改正)

第4条 大分県警察における巡査長の選考に関する訓令(平成5年大分県警察本部訓令第12号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊦」を削る。

(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程の一部改正)

第5条 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程(平成7年大分県警察本部訓令第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「第5項第2号」を「第4項第2号」に改める。

第5条中「第3条各号」を「第3条第1項各号」に改める。

第1号様式中
「指定権者の印」を「指定権者」に、

「職員の意向
(本人印)」を「職員の意向
確認」に改める。

第2号様式及び第5号様式中「㊦」を削る。

第6号様式中「印」を削る。

第6号様式の2中「氏名 印」を「氏名 印」に改める。

第6号様式の3中「㊦」を削る。

第7号様式中「指定・割振権者印」を「指定・割振権者」に改める。

第8号様式中「指定・割振権者印」を「指定・割振権者」に改める。

第8号様式の2、第8号様式の3及び第10号様式中「印」を削る。

第11号様式中「㊦」を削る。

第12号様式中「印」を削る。

第13号様式中「本人印」を「本人」に改める。

(大分県警察職員身分証明書規程の一部改正)

第6条 大分県警察職員身分証明書規程（平成8年大分県警察本部訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊦」を削る。

第2号様式中「㊦」を削る。

(大分県警察希望降任取扱規程の一部改正)

第7条 大分県警察希望降任取扱規程（平成17年大分県警察本部訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「印」を削る。

第2号様式中「㊦」を削る。

(大分県警察が保有する個人情報の開示等に関する事務取扱規程の一部改正)

第8条 大分県警察が保有する個人情報の開示等に関する事務取扱規程（平成18年大分県警察本部訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号エ中「及び法人成年後見人にあつては法人印鑑証明書」を削り、同項第3号中ヲを削る。

第11条第1項第2号、第25条第1項第2号及び第33条第1項第2号中「代表者の印鑑が押印され」を削る。

別表中13を削り、14を13とする。

(大分県警察職員の人事記録に関する規程の一部改正)

第9条 大分県警察職員の人事記録に関する規程（平成24年大分県警察本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第3号様式中「本人確認印」を「本人確認」に改める。

第4号様式中「印」を「本人確認」に改める。

第6号様式中「㊦」を削る。

(大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程の一部改正)

第10条 大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程（平成26年大分県警察本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「㊦」を削る。

第3号様式中「印」を削る。

第4号様式中「㊦」を削る。

第9号様式及び第10号様式中「印」を削る。

第12号様式中「氏名 印」を「氏名 印」に改める。

第13号様式中「の署名押印欄」を削る。

第15号様式及び第16号様式中「㊦」を削る。

第17号様式中「印」を削る。

(大分県警察職員分限取扱規程の一部改正)

第11条 大分県警察職員分限取扱規程（令和2年大分県警察本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「印」を削る。
第2号様式中「印」を削る。

第4号様式及び第5号様式中「印」を削る。

第8号様式、第9号様式、第12号様式及び第13号様式中「印」を削る。

第15号様式中「氏名 印」を「氏名 氏名」に改める。

第16号様式中「の署名押印欄」を削る。

第18号様式及び第19号様式中「印」を削る。

第20号様式中「印」を削る。

第21号様式中「印」を削る。

第22号様式中「印」を削る。

（大分県地方警察職員懲戒取扱規程の一部改正）

第12条 大分県地方警察職員懲戒取扱規程（昭和29年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第3号様式中「印」を削る。

第6号様式中「印」を削る。

（大分県警察職員の職務執行に伴う被害補償に関する訓令の一部改正）

第13条 大分県警察職員の職務執行に伴う被害補償に関する訓令（昭和37年大分県警察本部訓令第28号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「印」を削る。

（大分県警察における特定秘密の保護に関する規程の一部改正）

第14条 大分県警察における特定秘密の保護に関する規程（平成26年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「記名押印」を「記名」に改める。

第10号様式中「印」を削る。

第13号様式及び第16号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県警察本部訓令第10号

警 察 署

駐在所報償金支給規程等の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

（駐在所報償金支給規程の一部改正）

第1条 駐在所報償金支給規程（平成6年大分県警察本部訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「印」及び「印」を削る。

（保護取扱規程の一部改正）

第2条 保護取扱規程（昭和35年大分県警察本部訓令第17号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「預入者印 保管者印」を「預入者 保管者」に、

「受領者印」を「受領者」に、「返還者印」を「返還者」に、

係名 階級 氏名 印 を 係名 階級 氏名 印 に、

続柄（機関名） 解除担当者 係名 階級 氏名 印 を
氏名 印 氏名 印

| | | | |
|---------|-------|----------------|----|
| 続柄（機関名） | 解除担当者 | 係名 階級 氏名 | に改 |
| 氏名 | 氏名 | | |

める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県警察本部訓令第11号

警 察 学 校
警 察 署

警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（平成21年大分県警察本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

別表第1の1の表の2の項の長い長の欄第1号中「及び第3項」を削り、「指定し、その旨を会計管理者に報告する」を「指定する」に改め、同欄第3号中「及び第5項」を削り、「任免し、会計管理者に報告する」を「任免する」に改め、同欄第16号中「確認印を押し印」を「確認」に改め、同表の5の項の長い長の欄第15号中「第4条（A）第3項」を「第4条（A）第4項」に改め、同欄第16号中「第4条（A）第4項」を「第4条（A）第5項」に、「第4条（B）第3項」を「第4条（B）第4項」に改め、同欄第98号を同欄第103号とし、同欄第97号中「第46条第6項」を「第50条第6項」に改め、同号を同欄第100号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (101) 委託約款第51条第1項の規定に基づき、損害の賠償を請求すること。
- (102) 委託約款第51条第6項の規定に基づき、契約保証金又は担保をもって違約金に充当すること。

別表第1の1の表の5の項の長い長の欄第96号中「第46条第3項」を「第50条第3項」に改め、同号を同欄第99号とし、同欄第94号及び第95号を削り、同欄第93号中「瑕疵の」を削り、「修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償」を「代替物の引渡しによる履行の追完」に改め、同号を同欄第97号とし、同号の次に次の1号を加える。

(98) 委託約款第42条の規定に基づき、履行の催告をすること。

別表第1の1の表の5の項の長い長の欄中第92号を第96号とし、第78号から第91号までを4号ずつ繰り下げ、同欄第77号中「及び第2項」及び「請求し、又は通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更」を削り、同号を同欄第81号とし、同欄中第76号を第80号とし、第59号から第75号までを4号ずつ繰り下げ、第58号を第61号とし、同号の次に次の1号を加える。

(62) 委託約款第5条第3項の規定に基づき、受注者の業務委託料債権の譲渡について承諾すること。

別表第1の1の表の5の項の長い長の欄第57号を同欄第60号とし、同欄第56号中「第4条第4項」を「第4条第5項」に改め、同号を同欄第59号とし、同欄第55号中「第4条第3項」を「第4条第4項」に改め、同号を同欄第58号とし、同欄中第54号を第57号とし、第53号を第56号とし、同欄第52号中「第52条第7項」を「第55条第7項」に改め、同号を同欄第53号とし、同号の次に次の2号を加える。

(54) 約款第56条第1項の規定に基づき、損害の賠償を請求すること。

(55) 約款第56条第6項の規定に基づき、契約保証金又は担保をもって違約金に充当すること。

別表第1の1の表の5の項の長い長の欄第51号を削り、同欄第50号中「第47条第3項」を「第51条第3項」に改め、同号を同欄第52号とし、同欄第49号中「第47条第1項」を「第51条第1項」に改め、同号を同欄第51号とし、同欄第48号を削り、同欄第47号中「瑕疵の」を削り、「修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償」を「代替物の引渡しによる履行の追完」に改め、同号を同欄第49号とし、同号の次に次の1号を加える。

(50) 約款第47条の規定に基づき、履行の催告をすること。

別表第1の1の表の5の項の長い長の欄中第46号を第48号とし、第31号から第45号までを2号ずつ繰り下げ、同欄第30号中「及び第2項」及び「請求し、又は通常必要とされる工期に満たない工期への変更」を削り、同号を同欄第32号とし、同欄中第29号を第31号とし、第24号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、同欄第23号中「主任技術者（監理技術者）」を「監理技術者等」に改め、同号を同欄第25号とし、同欄中第22号を第24号とし、第21号を第23号とし、第20号を第22号とし、第19号を第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

(21) 約款第7条の2第2項の規定に基づき、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることを認めること。

別表第1の1の表の5の項の「かい長の欄」に「かい長」を加える。

(19) 約款第5条第3項の規定に基づき、受注者の請負代金債権の譲渡について承諾すること。

別表第1の1の表の5の項の副署長等の欄第1号中「に基づき、」の次に「請負代金内訳書及び」を加え、同欄第6号中「第52条第4項」を「第55条第4項」に改める。

別表第1の2の表を次のように改める。

2 事前決裁を必要とする契約等（歳入）の決裁事項

| 項目 | かい長の権限に属する事務 | |
|---|---------------|----|
| | かい長 | 全額 |
| 寄附金の受納 | 全額 | |
| 収入の原因となる契約等（公有財産及び工事の受託に係るものを除く。）の締結、変更及び解除 | 全額 | |
| 行政財産の貸付けに係る契約の締結及び変更（大分県国有財産条例第3条の2において準用する同条例第3条の規定に基づき、無償又は時価よりも低い価格で貸し付ける場合を除く。） | 貸付料の年額500万円未満 | |
| 工事の受託に係る収入の原因となる契約等の締結、変更及び解除 | 8,000万円未満 | |

別表第2中(1)及び(2)を削り、同表(3)中「規則」を「大分県会計規則（以下「規則」という。）」に改め、同表中(3)を(1)とし、(4)から(23)までを2ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第12号

警察本部
警察学校

警察署
大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令（昭和43年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。
令和3年3月31日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

第3条第8項中「署名押印した」を「署名した」に改める。

第14条の2第1項中「臨時的任用職員」の次に「（別表第1の7の項に掲げる場合にあっては大分県警察に引き続き在職している期間が6箇月以上の臨時的任用職員に限る。）」を加え、同条第2項中「の12の項及び13の項」を「の10の項」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

3 別表第1の7の項並びに別表第2の7の項及び10の項に掲げる場合にあっては、1時間を単位として使用した休暇を日に換算する場合には、7時間45分をもって1日とする。別表第1中3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

| | |
|--|---------------|
| 3 風水震災その他の非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 必要と認められる日又は時間 |
|--|---------------|

別表第1に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 5 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合 | 出産日までの申し出た期間 |
| 6 女性職員が出産した場合 | 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間（出産後6週間を経過した職員から就業について請求があり、かつ、医師が支障がないと認めたとときを除く。） |

7 義務教育終了前の子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和26年大分県条例第35号）第10条第1項第2号の表の備考2及び職

任用期間において5日（義務教育終了前の子を2人以上養育する場合にあつては、10日）を超

| | |
|--|---------------------------------|
| <p>員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和26年大分県規則第40号）別表第2の19の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）を養育する臨時的任用職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）又はその子の母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条若しくは第13条に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添いのため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> | <p>えない範囲内でその都度必要と認められる日又は時間</p> |
| <p>8 前各号に定める場合のほか、警務課長が特に必要と認める場合</p> | <p>必要と認められる日又は時間</p> |

別表第2の4の項中「（昭和40年法律第141号）」を削り、同表中8の項及び9の項を削り、同表の10の項中「（昭和26年大分県条例第35号）」及び「及び12の項」を削り、同項を同表の8の項とし、同表中11の項を9の項とし、12の項を削り、13の項を10の項とする。

第1号様式及び第2号様式中「印」を削る。
第2号様式の2中「㊸」を削る。

第3号様式中「且つ」を「かつ」に、

- 「選挙権その他公民としての権利を行使する場合
- 風水震災災その他非常災害により交通が遮断された場合
- 臨時的任用職員の親族が死亡した場合で、当該臨時的任用職員をが葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき
- 公民権行使、風水震災災等による出退勤困難、忌引休暇、産前産後休暇、子の看護休暇及び警務課長が特に必要と認められる場合

「産前産後休暇、育児時間、子の看護休暇」を「育児時間」に改め、「㊸」を削る。
第4号様式及び第6号様式中「㊸」を削る。
第7号様式中「㊸」を削る。

附 則
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第13号

警察本部
警察学校
警察署

警察官の昇任試験等に関する規程（平成4年大分県警察本部訓令第14号）等の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

（警察官の昇任試験等に関する規程の一部改正）

第1条 警察官の昇任試験等に関する規程の一部を次のように改正する。
第10条第3項中「並びに育児休業の期間の2分の1の期間」を削る。
第3号様式中「印」を削る。

（警視等の昇任選考等に関する規程の一部改正）

第2条 警視等の昇任選考等に関する規程（平成17年大分県警察本部訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

別表の備考3中「並びに育児休業の期間の2分の1の期間」を削る。
第2号様式中「印」を削る。

（事務職員等の昇任選考等に関する規程の一部改正）
第3条 事務職員等の昇任選考等に関する規程（平成28年大分県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表の備考2中「並びに育児休業の期間の2分の1の期間」を削る。
第2号様式中「印」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第14号

警察本部
警察学校
警察署

警察職員提案規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第21号）は、廃止する。
令和3年3月31日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

附 則

この訓令は、令和3年3月31日から施行する。

大分県警察本部訓令第16号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察文書管理規程（平成18年大分県警察本部訓令甲第26号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

本則中「特殊文書配付簿」を「特殊文書配布簿」に改める。

第22条第3項中「配付」を「配布」に改め、同条第4項中「配付する」を「配布する」に改め、同条第5項中「配付先」を「配布先」に、「配付する」を「配布する」に改める。

第23条第2項中「配付」を「配布」に改める。

第24条第1項中「配付を」を「配布を」に改める。

第28条第2項及び第29条中「配付」を「配布」に改める。

第41条中「県の機関に対して文書を施行する場合（）」及び「の処分」を削り、「を施行する場合を除く。）及び県の機関以外のものに対して公信性が明らかな文書又は軽易な文書を施行する場合において」を「以外の文書について」に改める。

第56条第1項中「配付」を「配布」に改め、同条第2項中「配付する」を「配布する」に改め、同条第3項中「配付先」を「配布先」に、「配付する」を「配布する」に改める。

第57条第1項中「配付を」を「配布を」に改め、同条第2項中「配付」を「配布」に改める。

第61条第2項中「配付」を「配布」に改める。

第70条中「県の機関に対して文書を施行する場合（）」及び「の処分」を削り、「を施行する場合を除く。）及び県の機関以外のものに対して公信性が明らかな文書又は軽易な文書を施行する場合において」を「以外の文書について」に改める。

第5号様式中「特殊文書配付簿」を「特殊文書配布簿」に、「配付先」を「配布先」に改

める。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式 削除

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第17号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

職員の育児休業等に関する条例施行規程（平成20年大分県警察本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

第1条中「地方公務員の育児休業に関する法律」を「地方公務員の育児休業等に関する法律」に改め、「。以下「育児休業法」という。」を削る。

第2条第1項中「の承認」の次に「（再度の育児休業の承認を含む。以下同じ。）」を、「所属長」の次に「を経由して警務部警務課長」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 育児休業の期間の延長（再度の育児休業の期間の延長を含む。以下同じ。）の請求をしようとする職員は、育児休業承認（期間延長）請求書その期間の末日の翌日の1月前までに、所属長を経由して警務部警務課長に提出するものとする。

第2条第3項中「承認」の次に「及び育児休業の期間の延長」を加え、同条第4項を削る。

第3条中「第3号様式」を「第2号様式」に改め、第9号を第10号とし、第1号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 職務への復帰を希望する場合

第5条第1項中「の承認」の次に「（再度の育児短時間勤務の承認を含む。以下同じ。）」を加え、「第4号様式」を「第3号様式」に改め、「所属長」の次に「を経由して警務部警務課長」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 育児短時間勤務の期間の延長（再度の育児短時間勤務の期間の延長を含む。以下同じ。）の請求をしようとする職員は、育児短時間勤務承認（期間延長）請求書その期間の末日の翌日の1月前までに、所属長を経由して警務部警務課長に提出するものとする。

第5条第3項中「承認」の次に「及び育児短時間勤務の期間の延長」を加え、同条中第4項を削り、同条第5項中「育児短時間勤務承認」を「育児短時間勤務の承認」に改め、同項を同条第4項とする。

第8条中「休職又は」を「休職若しくは」に改める。
第9条を削る。

第10条第1項中「第5号様式」を「第4号様式」に改め、同条を第9条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

第1号様式中「㊸」を削り、同様式の(注)を次のように改める。

(注) ① 育児休業又は再度の育児休業の承認を請求する場合は、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(戸籍謄本・抄本、医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか)を添付すること(写し可)。
なお、再度の育児休業の承認及び再度の育児休業期間の延長を請求しようとする職員は、それを請求するに至った特別の事情を具体的に記入すること。

② 備考欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第12条第2項に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。))が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)においてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

第2号様式を削る。

第3号様式中「第11条」を「第10条」に、「警務部警務課長 殿」を「

殿」に改め、「㊸」を削り、「 職務への復帰を希望する。
」に改め、「 産前の休暇を取得した。」を
 産前の休暇を取

る。
」に改め、「 託児できるようにした。」を削り、同様式の(注)を次のように改める。

(注) ① 育児休業又は育児短時間勤務の失効又は終了の届出にあつては所属長を経由

して警務部警務課長に、部分休業の失効又は終了の届出にあつては所属長に提出すること。

② 該当するにシ印を記入すること。
第3号様式を第2号様式とする。

第4号様式中「㊸」を削り、

週 時間勤務
(法第10条第1項 第1号 第2号 第3号の
 第4号 第5号

勤務形態)

週 時間勤務
「地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項
 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 の勤務

に改め、同様式の(注)を次のように改める。

(注) ① 育児短時間勤務又は再度の育児短時間勤務の承認を請求する場合は、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(戸籍謄本・抄本、医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか)を添付すること(写し可)。
なお、再度の育児短時間勤務の承認を請求しようとする職員は、それを請求するに至った特別の事情を具体的に記入すること。
② 備考欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業又は育児短時間勤務の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

第4号様式を第3号様式とする。
第5号様式の(表)中「第10条」を「第9条」に改め、「㊸」を削り、同様式の(裏)中

| | |
|----------|----------|
| 請求者 印 | 所属長 印 |
|----------|----------|

| | |
|-----|-----|
| 請求者 | 所属長 |
|-----|-----|

を に改め、同様式を第4号様式とする。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第18号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察人材活用支援センターの設置及び運用に関する規程（平成28年大分県警察本部訓令第13号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

第1号様式中 「」を「」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第19号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程（令和2年大分県警察本部訓令第26号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

第5条第3項中「5年を超えて引き続き任用されようとする」を「同号の規定により引き続き5年間任用された」に改め、同条第5項第5号中「住民票」の次に「の写し」を加

令和三年三月三十一日

え、同条第8項中「署名押印した」を「署名した」に改める。
別表第1中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

| | |
|--|---------------|
| 2 風水震火災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 必要と認められる日又は時間 |
|--|---------------|

別表第1に次のように加える。

| | |
|--------------------------------|---------------|
| 6 前各項に定める場合のほか、警務課長が特に必要と認める場合 | 必要と認められる日又は時間 |
|--------------------------------|---------------|

- 第1号様式中「㊦」を削る。
- 第2号様式中「㊦」を削る。
- 第5号様式及び第6号様式中「㊦」を削る。
- 第7号様式中「㊦」を削る。
- 第8号様式中

「6 報酬／給与 円とする。（任期の途中で改定されることがある。）」を

「6 報酬／給与 円とする。」に、

「8 手 当 等 通勤費用の弁償、期末手当（※支給において必要な要件を満たしている場合に限る。）」を

「8 手 当 等 通勤費用の弁償、期末手当（※支給において必要な要件を満たしている場合に限る。）
（任期の途中で報酬・給料及び手当等額が改定されることがある。）」に、

「・風水震火災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難と認められる場合
・選挙権その他公民としての権利を行使する場合及び裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。」を

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

一五

・会計年度任用職員の親族が死亡した場合で、当該会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

「風水震災等による出退勤困難、公民権行使、官公署出頭、忌引休暇及び警務課長が特に必要と認める場合」に、「且つ」を「かつ」に改め、「⑩」を削る。

第9号様式中「⑩」を削る。
 第11号様式中「⑩」を削る。
 第12号様式中「⑩」を削る。
 第13号様式中「⑩」を削る。
 第15号様式中「⑩」を削り、同様式の（注1）を次のように改める。

（注1） 育児休業及び再度の育児休業の承認を請求する場合は、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（戸籍謄本・抄本、医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか）を添付すること（写し可）。

なお、再度の育児休業の承認及び再度の育児休業の期間の延長を請求しようとする職員は、それを請求するに至った特別の事情を具体的に記入すること。

第16号様式を削り、第17号様式を第16号様式とする。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

○正 誤

平成十八年三月三十一日付け大分県報号外（三〇）に登載の大分県警察本部告示第十九号（口頭により開示請求することができる個人情報情報を定める告示）中の訂正

| | | | | |
|-----|---|-------|----|----|
| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| 五三 | 下 | 右から十五 | 終了 | 終了 |

平成二十八年四月一日付け大分県報号外（六九）に登載の大分県警察本部訓令第十二号（事務職員等の昇任選考審査等に関する規程の制定）中の訂正

| | | | | |
|-----|---|------|------------|----------------|
| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| 九 | 上 | 右から九 | 技術職員昇任選考審査 | 技術職員課長補佐昇任選考審査 |